

## 焼津市移住・就業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足を解消するため、移住して就業、起業等をした者に対し、予算の範囲内において、移住・就業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号静岡県くらし・環境部長通知。以下「県要領」という。）、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいう。
- (2) 移住 東京圏から焼津市内へ住民票を移し、生活の本拠をおくことをいう。
- (3) 中小企業等 支援金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (5) 静岡県中部5市2町 焼津市、静岡市、島田市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町をいう。
- (6) ふるさと納税制度 個人が地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対し寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除が適用される制度をいう。
- (7) 関係人口 転入時に40歳未満である者又は中学生以下の子がいる者であって、過去に通算5年以上焼津市の住民基本台帳に記録されていた者又は、移住前の5年間のうち3回以上焼津市に対しふるさと納税制度による寄附金を支出した者（この場合において、同一年度中における複数回の寄附は1回の寄附とみなす。）のうち、静岡県中部5市2町で就業若しくは起業したもの又は農林水産業に就業したものをいう。
- (8) 起業支援金 県要領に基づき静岡県が補助する事業者が起業家に対して支出する補助金をいう。
- (9) 農林水産業 日本標準産業分類において農業、林業、漁業に分類される職業のことをいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時において、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号から第5号までに定める要件のいずれかを満たし、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たすものとする。

- (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 移住する直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京特別区内に在住し、かつ、移住する直前に、継続して1年以上、東京特別区内に在住していたこと。
- (イ) 移住する直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をし、かつ、移住する直前（通勤においては、移住する日前15月間のうち）に、継続して1年以上、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区へ通勤をしていたこと。この場合において、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間（通学した大学等の修業年限

(ただし、高等専門学校の場合は2年)を上限とする。)を通算することができるものとする。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 令和2年1月1日以降に移住したこと。

(イ) 支援金の申請日から5年以上、焼津市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 過去10年以内に申請者を含む世帯の世帯員(以下「申請世帯員」という。)全員が、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第二世代交付金(移住・起業・就業型)又はその前歴事業を活用した移住支援金(以下「移住支援金」という。))を受給していないこと。ただし、次に掲げる申請世帯員については、この限りではない。

a 受給していた移住支援金を全額返還した申請世帯員

b 5年以上前に受給していた移住支援金に係る世帯に属し、当該移住支援金の申請時において18歳未満であったもの

(エ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。

(オ) その他市長が不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、支援金の申請時において就業していること。

(ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

イ 専門人材以外の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に就業していること。

(オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該中小企業等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

ア 静岡県中部5市2町で就業した場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 第3条第1号ア(イ)に該当する場合、通学期間を通算しない場合の期間が、当該要件を満たすこと。
- (イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等への就業でないこと。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業及び官公庁等に就業し、かつ、申請時において当該企業及び官公庁等に就業していること。
- (エ) 当該企業及び官公庁等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 静岡県中部5市2町で起業した場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 第3条第1号ア(イ)に該当する場合、通学期間を通算しない場合の期間が、当該要件を満たすこと。
- (イ) 起業支援金の交付決定を受けており、かつ、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

ウ 静岡県中部5市2町で農林水産業に就業した場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 第3条第1号ア(イ)に該当する場合、通学期間を通算しない場合の期間が、当該要件を満たすこと。
- (イ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等への就業でないこと。
- (ウ) 自らが個人事業主となる場合、税務署に対し開業届を提出していること。

(5) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

申請者を含む2人以上の世帯員の全てが次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 令和2年1月1日以降に移住したこと。
- エ 申請時において移住後1年以内であること。
- オ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、別表第1のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（この要綱において「申請者」という。）は、移住後1年以内であって市長が別に定める日までに、支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（第1号の2様式）
- (2) 写真付き身分証明書その他の本人確認書類の写し
- (3) 移住先の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）

- (4) 移住元の住民票の除票その他の移住元での居住地及び居住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
- (5) 移住元の市区町村における最近1か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書等
- (6) 口座振込依頼書（第2号様式）
- (7) 別表第2に掲げる証明書類等
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の交付は、1世帯につき1回限りとする。ただし、第3条の(1)ウ(ウ)のただし書きに該当する場合は除く。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 支援金の申請日から5年以内に焼津市での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び焼津市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

（交付の決定等）

第7条 市長は、支援金の交付を決定したときは、支援金交付決定通知書（第3号様式）により通知した上、交付決定から30日以内に支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、支援金交付決定通知書再交付願（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書再交付の決定）

第9条 市長は、前条の再交付を認めたときは、支援金交付決定通知書（再交付）（第5号様式）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 支援金の申請日から3年未満に焼津市から転出した場合
- ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条第2号の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に焼津市から転出した場合

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月31日告示第213号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市移住・就業支援金交付要綱の規定は、令和3年3月1日以降に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月25日告示第59号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市移住・就業支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に移住した者について

て適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日告示第 75 号）

（施行期日）

- 1 この告示は公示の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。  
（経過措置）
- 2 改正後の焼津市移住・就業支援金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以降に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附則（令和 5 年 9 月 29 日告示第 285 号）

（施行時期）

- 1 この改正は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の焼津市移住・就業支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以降に移住した者による令和 6 年 1 月 2 日以後になされる第 5 条の規定に基づく交付の申請に適用し、施行日前に移住した者及び施行日以降に移住した者による令和 6 年 1 月 1 日以前の同条の規定に基づく交付の申請については、なお従前の例による。

附則（令和 6 年 3 月 29 日告示第 88 号）

（施行時期）

- 1 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の焼津市移住・就業支援金交付要綱の第 3 の 1（1）ア（イ）及び第 5 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降に移住した者について適用し、令和 6 年 3 月 31 日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附則（令和 7 年 3 月 31 日告示第 114 号）

（施行時期）

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の焼津市移住・就業支援金交付要綱第 2 条第 4 号、7 号、9 号及び第 3 条第 1 号ウ（ウ）、第 3 号イ、第 4 号ウ（ア）、（イ）並びに第 5 条第 2 項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に移住した者について適用し、令和 7 年 3 月 31 日以前に移住した者については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

| 区分              | 支援金の額  |
|-----------------|--------|
| 単身での移住の場合       | 60 万円  |
| 2 人以上の世帯での移住の場合 | 100 万円 |

備考 2 人以上の世帯での移住の場合において、18 歳未満の世帯員（申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において 18 歳未満である者をいう。以下同じ。）を帯同して移住するときは、支援金の額に 18 歳未満の世帯員一人につき 100 万円（1 世帯当たり 200 万円を限度とする。）を加算する。

別表第 2（第 5 条関係）

| 区分                             | 証明書类等                                                           |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者         | 就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（第 6 号様式）                                    |
| 支援金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者      | 就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（第 6 号の 2 様式）                                |
| 支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者       | 第 2 条第 7 号及び第 3 条第 4 号に該当することを確認できる書類                           |
| 支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者         | 起業支援金の交付決定通知書の写し                                                |
| 東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者 | 東京特別区に通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類 |

|                                                                                              |                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主                                                        | 開業届出済証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類                      |
| 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していた者であって、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職したもの（通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ） | 在学期間や卒業校を確認できる書類及び移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類 |